社会福祉法人　あのね保育園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)
第１条　この規程は、社会福祉法人あのね保育園（以下「この法人」という。）の定款

　　第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以

　　下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ

による。

　(1)役員とは、理事及び監事をいう。
　(2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役

員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
　(3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
　(4)[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%EF%BF%BD%C4%B0%EF%BF%BD)とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。
　(5)報酬とは、[社会福祉](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%EF%BF%BD%D2%B2%EF%BF%BD%CA%A1%EF%BF%BD%EF%BF%BD)法第４５条の３５第１項で定める報酬、賞与その他の職務執

行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
　(6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をい

う。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第３条　この法人の役員及び評議員に対しての報酬は無報酬とする。

(費用弁償)
第４条　 この法人の役員及び評議員が理事会及び評議員会、指導監査等に出席を求め

られ、その会議等に出席した場合、費用弁償として５，０００円を支給する。

ただし、常勤役員の場合は支給しない。

(報酬等の支給日)
第５条　常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月１０日に支払うものとする。なお、

支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%EF%BF%BD%C4%B0%EF%BF%BD)の費用弁償等は必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)
第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意

を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)
第８条　この法人は、この規程をもって、[社会福祉](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%EF%BF%BD%D2%B2%EF%BF%BD%CA%A1%EF%BF%BD%EF%BF%BD)法第５９条に定める報酬等の支給の

基準として公表する。

(改廃)
第９条　この規程の改廃は、[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%EF%BF%BD%C4%B0%EF%BF%BD)会の決議によって行なう。

(補足)
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%EF%BF%BD%C4%B0%EF%BF%BD)会の承認を経て、別に

定めるものとする。

附則
この規程は平成２９年　４月　１日から施行する。